

北海道青年林業士の認定概要

■認定要領

「北海道青年林業士認定要領」（平成 22 年度創設）・・・ 認定者 （総合）振興局長
 ・参考 ・北海道農業士（昭和 49 年度）・・・ 認定者 北海道知事
 ・北海道青年漁業士（昭和 61 年度）・・・ 認定者 北海道知事

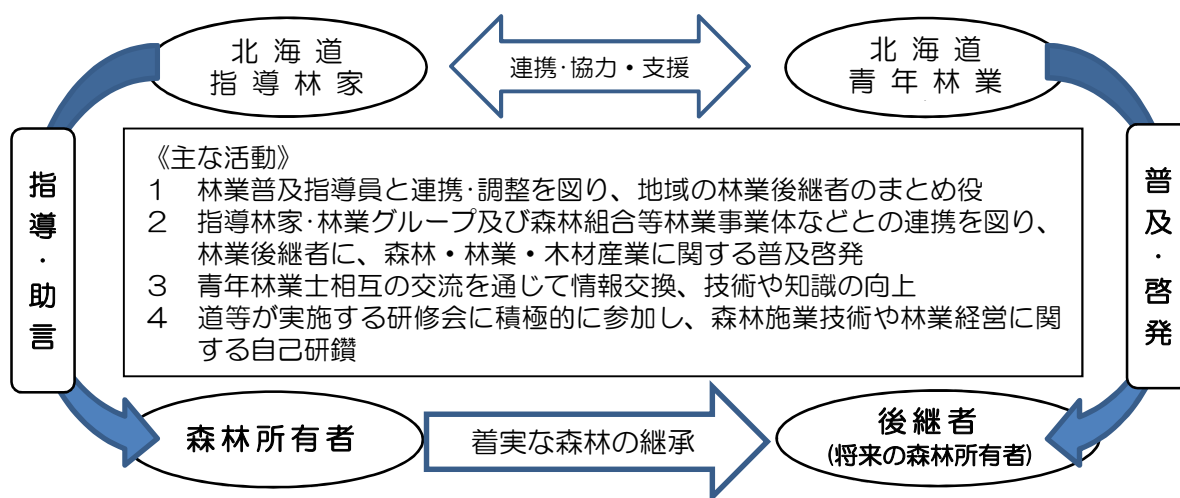
■認定の趣旨

本道の森林・林業・木材産業の発展と森林資源の適正な管理を推進するためには、将来、森林所有者となりうる林業後継者が、着実に森林を継承する「世代交代」に向け取り組む事が重要である。

このため、安定的な森林経営を担う人材の育成・確保を図るため、次世代の林業の担い手となる後継者に対し、森林経営の基礎知識、森林・林業の技術や知識を習得させることが必要である。

このことから、地域の森林づくりに強い意欲と意欲あふれる指導性を有している林業後継者を「北海道青年林業士」として認定し、林業普及指導事業における若手リーダーとして積極的な活用を図り、持続的な森林資源の維持・造成に資する。

■主な活動等



■認定要件等

名 称	日高地域青年林業士
認 定 者	日高振興局長（認定証の交付、腕章及びバッジの貸与）
対 象 者	林業後継者（林家後継者）
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくりに積極的に取り組み、林業後継者の模範となる者 ・社会性や協調性に富み、森林づくりの若手リーダーとなり得る能力を有する者 ・各種研修会に積極的に参加し、林業に関する技術や知識の研鑽を行う者 ・推薦における年齢が概ね50歳未満の林業後継者で、森林を有していない者を基本とするが、森林の一部を継承している者も対象 ・上記以外の者で、特に「青年林業士」として認定することが妥当であると認められ者。



◎認定の流れ：振興局の認定候補者調書作成→本人及び所在市町村長の同意→振興局長が認定→振興局長から認定書の交付

■日高管内の認定者数 13 名（R3.3 末時点）

- 所在市町村・・・日高町(2)、平取町(4)、新ひだか町(3)、浦河町(3)、えりも町(1)
- 職 業・・・林業(10)、農業(2)、漁業(1)



腕 章



バ ッ ジ